

〇つくば市子どもの学習塾代助成金交付事務取扱規則

平成31年3月29日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、子どもの学習塾代助成金（以下「助成金」という。）の交付に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付の目的)

第2条 助成金は、学習塾の利用に係る授業料の一部を助成し、生活困窮世帯の負担を軽減することにより、生活困窮世帯の子どもの学力向上及び進学を支援し、もって貧困の連鎖を防止することを目的として予算の範囲内において交付するものである。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校又は義務教育学校（後期課程に限る。）に在学する生徒で第7学年から第9学年までのものをいう。
- (2) 学習塾 事業所において、生徒に対して有償で学習指導（国語、社会、数学、理科又は外国語に係るものに限る。）を行う事業者をいう。

(令2規則11・一部改正)

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、学習塾を利用する生徒の保護者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は学校教育法の規定に基づく就学援助（同法第19条の規定に基づく援助をいう。以下同じ。）を受けていること。

(2) つくば市が実施する生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく
学習支援を受けていない者

(3) 市税の滞納がないこと。

（令3規則19・令5規則38・一部改正）

（交付対象経費）

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、助成金の申請のあった日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月から2月までの期間の生徒の学習塾の利用に係る授業料とする。ただし、当該年度の7月1日から2月末日までの期間に申請があったものは、申請日の属する月から当該年度の2月までの期間の生徒の学習塾の利用に係る授業料とする。

（令2規則11・令3規則19・令5規則38・一部改正）

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、交付対象経費の額とする。ただし、生徒1人につき、1か月当たり5,000円を限度とする。

（助成金の交付の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、つくば市子どもの学習塾代助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、つくば市子どもの学習塾代助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の可否の決定は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日に行うものとする。

3 第1項の交付の可否の決定に当たっては、より高学年の生徒を優先するものとする。この場合において、同学年の生徒が2人以上いるときは、先着順により決定するものとする。

(令3規則19・一部改正)

(助成金の交付の条件)

第9条 市長は、助成金の交付を決定したときは、助成金の交付の決定を受けた者に対し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 市長が助成金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。

(2) 次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと。

ア 不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

イ 助成金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前号の場合において既に交付した助成金があるときは、それを返還すること。

(4) 助成金交付申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(5) その他この規則の規定を遵守すること。

(申請内容等の変更)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、第7条に規定する申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに市長につくば市子どもの学習塾代助成金交付変更申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、書類の内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、つくば市子どもの学習塾代助成金変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(令3規則19・一部改正)

(助成金の交付の請求)

第11条 助成金の交付の決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、3月15日(1月以前に学習塾の利用を終了したときは、当該終了した月の翌月15日)までにつくば市子どもの学習塾代助成金交付請求書(様式第5号)に各

月の授業料の金額、生徒名、保護者名及び学習塾名が確認できる領収書その他の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 学習塾の利用を終了する前に助成金の交付を受けようとする者は、3か月分からまとめて助成金の請求をすることができるものとする。

(令3規則19・一部改正)

(助成金の額の確定及び支払)

第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、書類の内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定したときは、当該請求をした者につくば市子どもの学習塾代助成金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するとともに、助成金を当該者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(令3規則19・一部改正)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第19号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第40号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(令3規則19・追加、令4規則40・一部改正)

申請日	決定日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から翌年2月末日まで	申請日の属する月の末日の翌日